別紙様式第１号（第３条、第22条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日提出

金融庁長官　殿

郵便番号（　　－　　）
申請者　住　　所
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の氏名

許　可　申　請　書

資金決済に関する法律第63条の24第１項の規定により同法第63条の23の許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

１．法第63条の33第１項の許可を受けようとする場合にあっては、「第63条の24第１項」とあるのは「第63条の33第３項において準用する同法第63条の24第１項」と、「第63条の23」とあるのは「第63条の33第１項」とすること。

２．法第63条の23の許可を受けようとする場合にあっては、氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。また、法第63条の33第１項の許可を受けようとする場合にあっては、法第63条の24第１項の許可申請書又は法第63条の33第２項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１．	（ふりがな） 商号又は名称	
２．	住所	（郵便番号　　－　　） 電話番号（　　）　　－
３．	資本金 又は基金の額	
４．	純資産額	
５．	取締役及び監査役等	

（ふりがな） 氏名又は名称	役職名

６．	為替取引分析業等の利用者その他の者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	
	（ふりがな） 所在地	（郵便番号　　－　　）
	連絡先	電話番号（　　）　　－

（記載上の注意）

１．「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。

２．「住所」は、登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

３．「資本金又は基金の額」の単位は、資本金又は基金の額が10億円以上の場合にあっては億円、１億円以上10億円未満の場合にあっては千万円とすることができる。

４．「純資産額」の単位は、純資産額が10億円以上の場合にあっては億円、１億円以上10億円未満の場合にあっては千万円とすることができる。

５．「取締役及び監査役等」は、株式会社にあっては取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）、一般社団法人にあっては理事及び監事について記載すること。会計参与設置会社にあっては、会計参与についても記載すること。

６．「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

７．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。